○厚生労働省告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表第2の表中

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額

を

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
通学に必要な最小限度の額	
2,560円	4,330円

に改める。

別表第7の1の表中

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額

を

通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
（月額）	5,010円

に改める。

○厚生労働省告示第三百四十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

第二項に次の二号を加える。

九十一　大腸腫瘍に対する内視鏡的粘膜下層剥離術（早期大腸がん（ＥＭＲ（内視鏡的粘膜切除術をいう。以下同じ。）では一括切除が困難な二センチメートル以上の病変であって、拡大内視鏡診断又は超音波内視鏡診断による十分な術前評価の結果、根治性が期待できるものに限る。）又は腺腫（ＥＭＲを実施した際の病変の挙上が不良なもの又はＥＭＲを実施した後に遺残又は再発したものであってＥＭＲでは切除が困難な一センチメートル以上の病変のものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら消化器内科、消化器外科、内視鏡内科又は内視鏡外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

(2)　消化器内視鏡専門医（社団法人日本消化器内視鏡学会が認定したものをいう。）であること。

(3)　当該療養について一年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　消化器内科、消化器外科、内視鏡内科又は内視鏡外科を標榜していること。

(2)　(3)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(4)　外科において、医師が二名以上配置されていること。

(4)　病床を有していること。

(5)　当直体制が整備されていること。

(6)　緊急の場合における開腹手術を実施する体制が整備されていること。

(7)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(9)　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

(10)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(11)　当該療養について、二十例以上の症例を実施していること。

(12)　二十四時間画像診断を実施する体制が整備されていること。

(13)　届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

九十二　実物大臓器立体モデルによる手術支援（骨盤、四肢骨又は関節に著しい変形又は欠損を伴う疾患又は外傷に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。

(2)　整形外科専門医であること。

(3)　当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　整形外科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　麻酔科及び放射線科において、医師が配置されていること。

(4)　病床を二十床以上有していること。

(5)　当直体制が整備されていること。

(6)　緊急手術体制が整備されていること。

(7)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(9)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(10)　当該療養について、五例以上の症例を実施していること。

○厚生労働省告示第三百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から適用する。

平成二十一年六月三十日

厚生労働大臣　舛添　要一

別表Ⅱ区分に次のように加える。

152	胸郭変形矯正用材料	
	(1)　肋骨間用	1,507,000円
	(2)　肋骨腰椎間用	1,472,000円
	(3)　肋骨腸骨間用	1,497,000円
	(4)　固定クリップ（伸展術時交換用）	68,300円
153	経皮的動脈管閉鎖セット	332,000円
154	脳動静脈奇形術前塞栓材	134,000円